

佐久市規則第 3 4 号

「佐久市景観規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市景観規則の一部を改正する規則

佐久市景観規則（平成２１年佐久市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１１条」を「第１２条」に、「第１２条―第１６条」を「第１３条―第１７条」に、「第１７条―第２１条」を「第１８条―第２２条」に、「第２２条」を「第２３条」に改める。

第６条及び第１９条第２項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

様式第１号及び様式第６号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。